

新型コロナウイルス感染症の予防と対応について（教職員版）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、2023年5月8日から感染法上の位置付けが「5類感染症」に変更され、季節性インフルエンザ等と同様の対応になりました。

2023年5月8日以降（2023年9月8日改訂）の本学園における感染予防対策等は以下のとおりとなりますので、適切な対応にご協力をお願いいたします。

1. 基本的な感染予防対策

日常における基本的な感染予防対策については、主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることが基本となりますが、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケット、身体的距離の確保等については、引き続き、ご協力をお願いいたします。また、マスクの着用に関しては、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないように、ご配慮をお願いいたします。

なお、大学構内での感染予防行動等については、学生向けの「新型コロナウイルス感染予防対策について（2023.5.8～適用）2023.9.8改訂」を参照してください。

2. 教職員本人が感染した場合

医療機関を受診し陽性と診断された場合や抗原検査キット（研究用は不可、国が承認したものに限る。）により陽性反応が出た場合は、「出勤停止」となりますので、以下の方法により速やかに保健室へ連絡してください。その場合の出勤停止期間は、「発症後5日間を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで」となります。

【保健室への連絡方法】

平日 8:30～17:30 の場合：電話連絡（メール不可） TEL 0267-68-6680(代)

3. 同居人が感染した場合

新型コロナウイルス感染症患者の「濃厚接触者」として特定されることはなく、行動制限は求められません。もし、同居の家族等が新型コロナウイルス感染症に感染したら、接触日から7日目までは発症する可能性があるため、自身の体調に注意するとともに、基本的な感染予防対策を徹底するほか、マスクの着用や高齢者等のハイリスク者との接触は控えるようにしてください。

4. 症状消失後の対応等

出勤停止期間終了予定日には、上記2の方法により保健室へ連絡し、症状等の経過を報告してください。症状消失等を確認した後、出勤停止解除となります。また、勤務再開後は、総務課で休暇の届け出を行ってください。なお、出勤停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用や高齢者等のハイリスク者との接触は控えるなど、周りの方への配慮をお願いいたします。

